

船橋市アマチュア無線非常通信連絡会 保存資料

災害通信マニュアル 2014

添付資料

1. 通信票(配置局用 統制局用)
2. 非常通信ログ
3. 配置管理表 (統制局用)

この資料は、平成26年度総合防災訓練から適用します

この資料は次回改訂まで保管をお願いいたします

総合防災訓練、及び説明会の際には必ず持参してください

1 まえがき

「災害通信マニュアル 2014」をお届けいたします。

今回の改訂は、2013年8月25日に行われた船橋市総合防災訓練で試行された運用を検証し、災害通信マニュアルに取り入れたものです。今後の防災訓練はこのマニュアルで実施いたします。

2 奉仕の目的と心がけ

連絡会会員は船橋市長から非常通信協力局長として委嘱されています。

非常通信連絡会の奉仕の目的は、防災MCA無線のバックアップにあります。特に、大災害発生初期段階での情報混乱を防ぐためにも迅速な行動が必要です。

しかし、あくまでもボランティアであり、生活の糧となる仕事や家族を疎かにしてはなりません。

各局長の判断でお互いに助け合い、奉仕頂くのが本旨である事を改めて認識願います。

3 安全の確認

災害時には都市インフラに大きな被害があることが想定されます。各局が配置場所に着くにあたっては、まず自宅など身近な場所の安全を確保してください。また、配置場所に移動する際には、道路等の安全に留意し、危険があると予想される場合には決して近づかないでください。その結果、指定された避難場所に向かえないと判断した場合は、近くの別の避難場所に移動しても構いません。この際には地区統制局、もしくはグラリネット（地震を感知した直後に会員同士が常用周波数で交信）に報告して、情報の共有を図ってください。

特に本部統制局や南部地区の各避難場所については、地震の際の津波被害、液状化に弱い市域にありますので、ラジオなどでの情報収集を欠かさず、安全を確認してください。

二次災害に巻き込まれないための努力も大切な心がけになります。

4 日頃の意識

たとえアマチュア無線が趣味であっても、こと災害では日頃の通信技術や機器を活かして公共のために働くのですから、それなりの意識が必要です。

大規模災害では道路の通行障害や制限なども想定されます。迅速な対応にはハンディ機で対応するのが望ましく、日頃から機器の操作習熟やアンテナ、電池のメンテも心がけましょう。

また交信の相手となる会員同士の人間関係にも、気を配りたいものです。

その為にも日頃のクラブ活動を通じ、各種ミーティングや行事に参加するなどして、良い関係を作る様心がけましょう。

5 大規模災害の発生と連絡会の招集

連絡会の事務局は常時市役所の市長公室危機管理課（以下、危機管理課）に置かれています。

不幸にして大規模災害が発生した場合、船橋市に災害対策本部(以下災対本部)が置かれます。連絡会の招集は、状況に応じて市長による要請が危機管理課に伝えられ、会員に招集が伝達されますが、災害時に想定される障害の一つには、連絡会への市長による要請が、確実に会員各局に伝達されるか否かがあります。

私たちは市からの委嘱を受けて活動するチームであると同時に、日頃からの訓練のように、自律して行動するアマチュア無線家でもあります。災害時のように状況が想定しきれない場面では、非常通信の必要性和連絡会の設立目的を各会員が十分に理解して行動することが求められます。

災害時の連絡会の招集と非常通信開始については、以下のケースに分類することができます。

（1）船橋市で震度5強以上の地震が発生した場合

地震災害は、連絡会にとって出動を最も想定される災害です。何故ならば、大地震は都市インフラに大きな被害を与え、それは防災MCA無線などの行政設備も例外ではないからです。

震度5強以上の地震が発生した場合、災対本部は市に自動的に設置されます。市は災害の状況を把握したのちに連絡会への招集要請を行ないますが、この場合連絡会は市長による要請を待たずに活動を開始します。

連絡会各局は、テレビ・ラジオ・防災無線などで震度5強以上の災害発生を確認次第、各自の安全を確認の上活動を開始してください。

市が状況を判断し、市長からの招集が見送られた場合は、会員は活動を終了させてください。

(2) それ以外の災害の場合

震度5強未満の地震や津波や大規模な火災など、上記(1)以外の災害の場合は、災対本部の設置の後、状況に応じて非常通信連絡会への招集要請が市長から行われます。

いずれの場合も、市はあらゆる手段を用いて、市長からの招集要請等を非常通信連絡会に通知します。連絡会員は災害の種別・規模に応じ状況判断して活動に備え、開始してください。例としてグラリネットなどの会員間の連絡を活用して情報交換に努めてください。

連絡会は日頃防災訓練を始めとする防災関連行事に参加し、災害時の活動が市の要望に沿えるよう訓練しています。

6 災害情報の流れ

船橋市の災害情報は、船橋市防災計画で予め指定された避難場所に東部、西部、南部、北部、中部の5つの地区に分け、各地区本部(消防分署)を中継して災対本部から流れます。

現在、連絡会の活動目的は行政無線(船橋市防災MCA無線またはPHS)のバックアップ(市連絡網の補完と多重化)にありますので、非常通信もその流れに従い、状況(10項参照)に応じて我々非常通信連絡会がその一部を補完します。

7 本部統制局・地区統制局

市長の要請で災害対策本部が開設されると、市内の災害情報収集のため対策本部の側近に非常通信連絡会の本部統制局が開設される準備がされます。私たちのアマチュア無線ボランティアネットワークが機能するためには、速やかな本部統制局(JJ1YNA)の開局が必要です。本部統制局開局に必要な機材は、危機管理課に配備してあります。

しかし災害時には私たちも被災者の一人であり、身の回りの確認と安全確保が最優先されなければならないのは言うまでもありません。皆さんには自らの安全を確保し、その上でまず、共通連絡周波数(432.76MHz andDown)を聴取して、アマチュア無線非常通信ネットワークの現状を確認してください。

そして構成員同士で情報交換をし、動きがとれる方は最優先で本部統制局の立ち上げ、もしくはサポートに危機管理課に駆けつけてください。

地区統制局は避難場所と本部統制局の中継を目的とし各地区本部(消防分署)に開局し連絡会員が運用にあたります。

8 避難場所配置計画と行動

各局の担当配置先は別に示す配置計画に記載の通りです。

この配置計画はご家族の避難場所と、ご本人の希望を可能な限り留意して、作成しました。

大規模災害発生時には、各局はまず配置計画に従い自主的に配置につき、開局の準備をします。割り当てられた担当部署に到着して開局し、上位統制局(地区統制局と本部統制局)が開局していない場合はグラリネットを活用して地区毎に連絡を取り合い、上位統制局の速やかな立ち上げを目指してください。

配置場所で行政職員の参集状況と、防災MCA無線の支障の有無を地区統制局に報告し、地区統制局の指示に従い行動します。地区統制局から配置場所変更の指示があった場合には、極力その指示に従ってください。

(配置計画は別紙参照)

9 開局と非常通信の開始、閉局

連絡会によるアマチュア無線を使用した非常通信は、前記5項並びに以下に定める状況を除き、原則船橋市長から連絡会への要請により開始されます。連絡会への市長の要請は、危機管理課に伝達されると同時にあらゆる手段で告知されます。

(1) 情報交換体制の確立と非常通信連絡会招集の確認・活動の開始

災害発生時、各アマチュア無線ボランティアは自宅及び自己の安全を確保した後、無線局を立ち上げて432.76MHz and DOWN（共通連絡周波数）の周波数で情報交換を開始してください。震度5強以上の地震発生の場合は、各局直ちに非常通信連絡会としての活動を開始し、配置計画に指定された配備場所に移動してください。それ以外の災害の場合は、あらゆる手段で情報の収集に努め、市長から非常通信連絡会への招集要請を確認後配備場所への移動を開始してください。

(2) 本部統制局

災对本部に参集した連絡会会員は、市長からの指示を受けた危機管理課からの要請でJJ1YNA 局を本部統制局として開局します。本部統制局は共通連絡周波数を設定開設、もしくは開設済みの共通連絡周波数の運用を引き継ぎ、地区統制局との連絡を確保して144MHz 帯での連絡に移行すると共に、連絡会会員からの問い合わせに対して指示を行います。

本部統制局の閉局は全地区統制局の閉局を確認後、災对本部の許可を得て閉局します。

(3) 地区統制局

地区統制局担当者は、地区本部到着後まず各避難場所の市役所担当者と連絡を取り、地区統制局を開局してください。ただし、南部地区統制局は本部統制局が兼ねるものとします。

ア 地区統制局の開局時に本部統制局の開局が確認できない場合

地区統制局開局時に本部統制局の開局が確認できない場合は、非常通信を開始し、各地区統制局と各避難場所間のネットワークを確立すると共に、連絡会会員と連絡をとり合って本部統制局の開局を最優先に目指してください。本部統制局が開局され次第、地区の状況を報告して正規のネットワークに移行してください。

イ 他地区の地区統制局が立ち上がっていない場合

他地区の地区統制局が立ち上がっていない場合は、現状を共通連絡周波数に流すなどして、他地区の活動を支援してください。

ウ 臨機応変な配置指示を行う

防災MCA無線で連絡が取れない避難場所がある場合には、市役所の各地区本部担当者からの要請のもと、もしくは各地区統制局の判断でボランティア局の移動を指示して、行政無線の穴を埋めるようにしてください。

地区統制局の閉局は担当避難場所局の全局の閉局を確認後、本部統制局の許可を得て閉局します。

エ 避難場所への配置状況を把握する

配置管理表（地区統制局用）（書式4、A4）にアマチュア局の配置状況を記入して、配置状況を常に把握してください。

(4) 各避難場所への配置局

非常通信開始後運用可能となった局は、地区統制局の指示に従い配置に着き開局します。

本部統制局および地区統制局が開局するまでは、共通連絡周波数で各避難場所間・地区統制局間の情報交換に努め、情報の整理をしておきます。

開局後奉仕継続が困難となった場合は、地区毎に連絡を取り合い改めて担当部署を定め、支障

の無い様に非常通信を継続します。

避難場所の閉局は担当地区統制局の許可を得て閉局します。

10 職務と命令系統

災害時、市内の避難場所には住民が避難のため集まり、病人や怪我人の発生など訓練では想定出来ない状況にあると考えねばなりません。その対応に市の職員が配置されますが、災害は全ての人や物に襲い掛かりますので情報の伝達に支障を生ずる可能性があり、我々のバックアップが期待されているのです。

原則として市の防災MC A無線に支障があった場合に、情報の伝達に協力します。支障の内容には通信担当者の不在から機器の障害まで、あらゆる事象があるでしょう。また、災害時の混乱の中、防災MC A無線との多重化による情報の信頼性向上や周辺情報の収集という意味もあります。いずれの場合も避難場所を始めとする現場で、非常通信業務以外の情報を得た場合、市職員の班長に報告しその処理は班長の指示に従います。

緊急の場合や、行政担当者からの依頼も、状況に応じ判断し処理の後、統制局に報告します。

我々の経験、能力を活かしその任に当たり、住民を救える様な奉仕が出来れば幸せです。

11 情報経路と依頼信

情報元は基本的に各避難場所・災対本部にあり、原則として地区統制局(中継局)を経由し伝達される非常通信になります。経路は防災MC A無線と同じですがメディアを異とします。本部統制局や地区統制局からの指示が無い限り、単独で情報の収集や発信はありません。

想定される情報は平時アマ無線業務では扱えない非常通信の依頼信となります。非常通信は行政と共通の通信票を使って情報伝達を行い、交信内容の正確な記録とします。

従って会員が自ら発する情報は人命救助等非常通信と思われる内容のみとなります。

非常通信を扱った場合は関係機関に報告の義務があり、その資料として通信票が必要です。

12 通信電文の管理

通信電文の冒頭(または、末尾)に、電文起案時刻を記入するとともに、通信電文とともに送信します。

13 通信文の形態

通信電文は、トラフィックを低減するためできる限り簡潔な文で行います。

市役所担当者から交付される通信電文が簡潔な文であることが望ましいのですが、これまでは全て平文です。そのため、起信局担当者に限り、平文で交付された通信文を簡潔な文に変更することを認めます。この時、できるだけ変更した通信票を発信者に提示して、確認を求めてください。

また、地区統制局は担当避難場所局からの返信が、同一の依頼信に対するものである場合は、内容を取りまとめて一通の通信電文とすることが出来るものとします。

以下に例を示します。

<往信>

発信者 災対本部長

宛先 各避難所担当者

本文

0830 起案

各避難所の参集町会数、避難者人数、要救護者の人数を報告せよ

以上

<復信> (地区統制から本部統制)

発信者 各地区避難所担当者

宛先 災対本部長

本文

0830 起案への返信は以下のとおり

1 法田中 発信人 法田誰彦、参集町会数 28、避難者人数 421、要救護者の人数 なし

2 法典小 発信人 法典誰子、参集町会数 18、避難者人数 224、要救護者の人数 なし

3 法田東小 発信人 馬田徳兵衛、参集町会数 25、避難者人数 185、要救護者の人数 1

(以下略)

14 通信票と非常通信ログ

当連絡会の非常通信では、別表の通信票(書式1及び書式2、A4)と、非常通信ログ(書式3、A4)を使用します。通信票は非常通信の情報を正確に伝えるためにも記録が必要で、情報の送受毎にそれぞれ1票使います。

通信票は防災MCA無線機器の傍に配備されていますが手持ちのものや手書きでも結構です。前述の通り非常通信として扱われますので通信文の記録が必須になります。

通信票枠内は電報で言うなら電文です。13項で指定されている場合を除き、原文に対し加筆、訂正、削除は極力避けましょう。

通信文に使用する文字種は原則として、カタカナ、洋数字、アルファベットとします。(漢字、ひらがなも使用可ですが、相手が読み易い書き方を心掛け、文書の受け渡しの際に、必ず漢字の読み方を確認し振り仮名を付けましょう)

受信した電文は内容の確認のために復唱してください。この際は“宛先”から“以上”まで全てを復唱してください。

非常通信ログは、非常通信を送受した際に、時間と通信相手方、周波数を記録します。

災害時、非常通信として扱われた通信票は、各オペレータが配置場所の市役所担当者に手渡して通信文の伝達とします。

非常通信ログは、各局からの総務省への非常通信実施の報告のために必要です。大切に保管すると共に、写しを非常通信の終了後、事務局が指定する場所に提出してください。

(1) 通信票の構成

縦A4版で上下票2つとも全く同じ内容です。切り離して使用してください。

以前に上票と下票を送信・受信と分けていた時期もありましたが、今はその区別はありません。

票の上部枠内は通信文記載部、下部は受信した電文を転送する場合の通信記録部になります。

(2) 通信票の使い方

送信依頼を受ける電文は、発信人に記載してもらうのが原則です。配置に着きましたら、まず配置場所の担当者に通信票を複数枚渡して、電文依頼をアマチュア局に依頼する際には、通信票に電文と必要事項を記入してもらえよう、説明してください。宛先、発信人の記載の無い場合は記載を促して下さい。

ア 発信対応

災対本部・各避難場所市役所担当者からの依頼の場合、宛先、発信地、発信人、本文を記載した通信票を受け取ります。

確認のため依頼者の前で読み上げ、承諾を受けますが、13項にあるように原文が平文の場合は簡潔な文に変更することが許されます。

通信処理としては“受令・受信”に○を付け、宛先に向かう中継局(避難場所発信の場合は地区統制局)に直ちに発信します。

(「受令」とは市役所担当者からは発信電文を受領して発信すること、「受信」とは電文を受信し、市役所担当者に伝達する、もしくは他の局に転送することを言います)

通信終了にあたり、発信局は通信完了時間を通信相手局に通知するものとします。交信を終了した時は、交信を非常通信ログに記載し、発信通信票はオペレータが保管し、非常通信終了後に配置場所市役所担当者に返納します。

イ 受信対応

オペレータは、送られて来た通信文を通信票枠内に意識や省略せずに、そのまま記載します。

通信処理としては“受信”に○を付け、データはログ部に記載をします。

非常通信ログに記録した上で、電文を遅滞なく配置場所市役所担当者に届け、内容を読み上げ通信票を手渡し読んでもらいます、通信票は受信相手先(配置場所担当者)に渡してください。

ウ 転送対応

転送の際の電文は、受信した電文と同じになります。この時は受信した通信票本文下の転送欄に相手先などデータを記入すればOKです。電文が「転送発信」不要の場合は、「転送発信」の文字を×印で消してください。

転送先が2局以上の場合は、備考欄に相手方と交信時間を追記してください。

転送時の通信票は送信したオペレータが保管し、非常通信終了時に配置場所市役所担当者に手渡してください。

通信票 (カタカナ記入)

本票は、受信の際は各配置場所市役所担当者に手渡す
受令・発信・転送の際はオペレータが保管し、終了後市役所担当者に手渡す

運用地		コールサイン						
受令 発信	受信	201 年		通信完了時間	通信相手局		開始条件	
		月	日		コールサイン	運用者名	呼出	応答
宛先		発信地		発信人				
本文								
転送発信		201 年		通信完了時間	通信相手局 コールサイン	通信完了時間	通信相手局 コールサイン	
		月	日					
注意:通信訓練時は法令を遵守し、発受信時必ず「訓練」を前置してください								
備考								

発信・受信時に使用します

転送時に使用します

(3) 非常通信ログの記入

非常通信ログに通信ログを記入してください。通信票のログ部と二度手間になりますが、非常通信の報告に必要ですのでご協力をお願いいたします。

非常通信ログは非常通信の終了後、事務局に提出願います。

15 交信周波帯と電波形式

例年の総合防災訓練での設定を基本としF3E（FM電話）で交信する。

市内指定 避難場所	避難場所←→地区 連絡周波数	地区統制局	地区←→本部 連絡周波数	本部統制局
中部地区	432. 76MHz Up QSY	芝山分署	144. 76MHz And Up	(災害対策 本部)
東部地区	432. 76MHz Up QSY	東消防署		
西部地区	432. 74MHz Down QSY	行田分署		
北部地区	432. 74MHz Down QSY	三咲分署		
南部地区	432. 74MHz Down QSY	消防指令 センター		
共通連絡周波数 432. 76MHz and Down				

グラリネットで使用された周波数432.76MHz (and Down)は共通連絡周波数として極力確保し、本部統制局・地区統制局の連絡周波数としては使用しないでください。共通連絡周波数では「各地区統制局の周波数情報の交換」「本部統制局・地区統制局が不在時の情報交換」など、ガイドに限定しますが、地区統制局が開局していないような場合は、暫定的にこの周波数を使用して情報を送受することは認められます。地区統制局は当初共通連絡周波数を使用し、避難場所局と密接な連携のもと、地区本部ごとに周波数を設定し、QSYして運用に当たります。

共通連絡周波数は本部統制局が管理し、連絡会による非常通信が終了するまで維持します。

地区統制局は430MHz 帯と144MHz 帯の2波が運用可能な機能を必要とします。

16 一斉通信

情報の伝達を多くの避難場所に速やかに行うため、一斉に伝達される場合があります。

本部統制局はまず5地区統制局に情報を一斉に送り、受けた地区統制局はその情報を担当の各避難場所に向け一斉に転送します。

17 行政職員と共に

市職員を始め協力団体は、所属を表す何らかの表示があります。我々も貸与されているヘルメットを始めとする腕章、ベスト、無線従事者免許証、委嘱証明書、非常通信協力局ボードなど身分の証をたてて奉仕します。

特に密接な関係のある、防災MCA無線担当者は、通信機から離れることが出来ない関係上、依頼があればその補佐的な協力も惜しまない様に、和をもって奉仕に当たりたいものです。

任務に支障の無い範囲での災害救助活動には関係諸団体職員にも協力してください。

18 変更事項など

防災訓練での経験を元に作成したマニュアルですが、状況の変化などで改定する場合があります。配置計画、交信周波数など不明な点については、日頃のオンエア・ミーティングや連絡会ニュースで情報の交換を行い、このマニュアルに加筆、訂正し有事に処しましょう

19 日常通話を訓練に

日頃の通信では、ログの記載は省略可能となっていますが、災害時の非常通信には通信内容と共に、ログの報告が義務となります。従って日頃の通信でもログ的なメモを取る習慣を付けることも訓練となります。

簡単な会話でも要旨をメモに取るなど、通信票に記載するための訓練を心がけたいものです。

参考事項

★このマニュアルは連絡会会員を対象に作成されたものですが、災害時 J J 1 Y N A クラブ会員もこの冊子内容に従い行動して頂く事を期待しています。

★非常通信連絡会に関する情報は、連絡会ニュース、アマ無線クラブのHPがあります。

連絡会ニュースは年4回発行、事務局より連絡会会員に送付されます。

アマ無線ではオンエア・ミーティングとして毎土曜22時からと毎日曜10時から、会員局をキー局に432.76MHz and down、144.76MHz and Up 共にF3Eで情報交換があります。

船橋市アマチュア無線クラブ・ホームページ<http://www.jarl.com/jjlyna/>には、連絡会の歴史を含む最新情報も掲載されています。

船橋市の防災に関する情報は市のホームページ <http://www.city.funabashi.chiba.jp/>から「暮らし→防災・防犯」をご覧ください。

添付書類：通信票（配置局用）（書式1）、通信票（統制局用）（書式2）、非常通信ログ（書式3）、配置管理表（統制局用）（書式4）

■ 通信票（配置局用）（書式1）

通信票（カタカナ記入）

本票は、受信の際は各配置場所市役所担当者に手渡す
受令・発信・転送の際はオペレータが保管し、終了後市役所担当者に手渡す

運用地					コールサイン		
受令 発信 受信	201 年		通信完了時間	通信相手局		開始条件	
	月	日		コールサイン	運用者名	呼出	応答
宛先		発信地		発信人			
本文							
転送発信	201 年		通信完了時間	通信相手局	通信完了時間	通信相手局	
	月	日		コールサイン		コールサイン	
注意:通信訓練時は法令を遵守し、発受信時必ず「訓練」を前置してください							
備考							

通信票（カタカナ記入）

本票は、受信の際は各配置場所市役所担当者に手渡す
受令・発信・転送の際はオペレータが保管し、終了後市役所担当者に手渡す

運用地					コールサイン		
受令 発信 受信	201 年		通信完了時間	通信相手局		開始条件	
	月	日		コールサイン	運用者名	呼出	応答
宛先		発信地		発信人			
本文							
転送発信	201 年		通信完了時間	通信相手局	通信完了時間	通信相手局	
	月	日		コールサイン		コールサイン	
注意:通信訓練時は法令を遵守し、発受信時必ず「訓練」を前置してください							
備考							

■通信票（統制局用）（書式2）

通信票(統制局用) (カタカナ記入)

本票は、受信の際は各配置場所市役所担当者に手渡す
受令・発信・転送の際はオペレータが保管し、終了後市役所担当者に手渡す

運用地					コールサイン		
受令 発信 受信	201 年		通信完了時間	通信相手局		開始条件	
	月	日		コールサイン	運用者名	呼出	応答
宛先 各避難所担当者		発信地		発信人 災対本部長			
本文							
転送発信	201 年		通信完了時間	通信相手局 コールサイン	通信完了時間	通信相手局 コールサイン	
	月	日					
注意:通信訓練時は法令を遵守し、発受信時必ず「訓練」を前置してください							
備考							

通信票(統制局用) (カタカナ記入)

本票は、受信の際は各配置場所市役所担当者に手渡す
受令・発信・転送の際はオペレータが保管し、終了後市役所担当者に手渡す

運用地					コールサイン		
受令 発信 受信	201 年		通信完了時間	通信相手局		開始条件	
	月	日		コールサイン	運用者名	呼出	応答
宛先 各避難所担当者		発信地		発信人 災対本部長			
本文							
転送発信	201 年		通信完了時間	通信相手局 コールサイン	通信完了時間	通信相手局 コールサイン	
	月	日					
注意:通信訓練時は法令を遵守し、発受信時必ず「訓練」を前置してください							
備考							

非常通信ログ

氏名	コールサイン	運用 出力	144MHz	W
運用場所			430MHz	W
				W
				W

11

■南部地区配置状況票（地区統制局用）

船橋市非常通信連絡会

[illegible]

■西部地区配置状況票（地区統制局用）

船橋市非常通信連絡会

[illegible]

■ 中部地区配置状況票（地区統制局用）

船橋市非常通信連絡会

[illegible]

■東部地区配置状況票（地区統制局用）

船橋市非常通信連絡会

避難場所	開局時間	配 置 者				閉局時間
日大理工学部	:					:
NTT船橋グラウンド	:					:
県立薬園台高校	:					:
陸自習志野演習地	:					:
日大生産工学部	:					:
東邦大学	:					:
船橋アリーナ	:					:
前原小学校	:					:
中野木小学校	:					:
二宮小学校	:					:
前原中学校	:					:
飯山満小学校	:					:
飯山満南小学校	:					:
飯山満中学校	:					:
二宮中学校	:					:
薬円台小学校	:					:
薬円台南小学校	:					:
七林小学校	:					:
七林中学校	:					:
薬園台公園	:					:
三山小学校	:					:
三山東小学校	:					:
田喜野井小学校	:					:
三山中学校	:					:
三田中学校	:					:
習志野台第一小学校	:					:
習志野台第二小学校	:					:
高郷小学校	:					:
習志野台中学校	:					:
北習志野近隣公園	:					:
	:					:
	:					:
	:					:
	:					:
	:					:

■北部地区配置状況票（地区統制局用）

船橋市非常通信連絡会

[illegible]